

茶業機械お使いの皆様へ

「茶期 保守対応」 についてのお願い

(「働き方改革」 取り組みへのご理解・ご協力について)

令和 4年 1月

平素は日本茶業機械工業会 各社取り扱いの茶園管理機械・製茶機械・仕上機械をご愛用いただきまして厚く御礼申し上げます。

ご承知の通り、現在 政府主導で「働き方改革」が進められております。改革の一環として労働基準法が改正し、時間外労働の上限規制が規定され、当会各社におきましても、労働基準監督署から長時間労働の是正に向け、厳しく指導されておるところであります。

当会各社は、時代の潮流をしっかりと受け止め、適切な対応を行うことが求められており、労働時間の抑制とお客様へのサービス水準維持・向上を実現すべく引き続き努力していく所存であります。

これまでの皆様からのご理解ご協力に感謝申し上げますとともに、今後も引き続きご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、令和4年 新茶期より お客様からの修理サービスのご依頼に対しましては、以下の対応とさせていただきますようお願い申し上げます。何卒 本旨をご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

- ・ 一定の労働時間を超えての業務を社員にさせることは法令違反になりますので、残業を伴う修理対応や休日および深夜の作業をお受けできない場合がございます。
- ・ 茶園管理機械・製茶機械・仕上機械 の夜間（21時以降）・休日での修理・保守作業につきましては翌営業日になる場合があります。
- ・ 機械の繁忙期のトラブルを未然に防ぐためにも、定期点検・稼働前点検をお早めにお申し付け下さいますようお願いいたします。

日本茶業機械工業会